

行動計画策定

令和4年4月1日策定

男女共に仕事と子育てを両立させることを引き続き支援するとともに、教職員全員が働きやすい環境を整備することによって個々の能力を十分に発揮し、優秀な人材の確保ができるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

2. 取組内容・実施時期

目標1 教職員の有給休暇取得率を、70%以上とする。

＜取組内容＞

- ・令和4年10月～ 各部署の有給休暇取得状況を衛生委員会・所属長へ情報提供する。
- ・令和5年 7月～ 夏期期間中、積極的に有給休暇を取得するよう、呼びかける。
- ・令和6年10月～ 有給休暇取得率が低い部署には、ワークライフバランスの取り組みを呼びかける。

目標2 教職員の育児休業の取得を、男性教職員は1人以上、女性教職員は95%以上とする。

＜取組内容＞

- ・令和4年12月～ パンフレットを改定し、男性職員の育児休業取得に関する制度や取得事例について盛り込む。
- ・令和5年4月～ 1歳未満の子を育てる男性職員向けに育児休業取得促進を行う。産前産後休暇を取得する女性職員向けにパンフレットを配布し、育児休業取得促進を行う。
- ・令和6年4月～ 教職員に向け育児休業制度の周知・啓蒙活動を行う。また男性職員の育児休業取得者の体験談を共有する。

以 上